

製品安全データシート

会社名 : 本多電機株式会社
住所 : 福島県いわき市小名浜島字高田町21
担当部門 : いわき工場生産部品質管理課
担当者 : 柴田裕之
電話番号 : 0246-58-3813
FAX番号 : 0246-58-3814
作成 2001年 2月 22日

製品名	和名 英名	陰極活物質 Negative Active Material
物質の特定	単一製品・混合物の区別 化学名 主たる成分及び含有量 主たる化学式または構造式 官報公示整理番号 CAS No. 国連番号	混合物 水酸化カドミウム混合物 Cd 52%以上 $Cd(OH)_2$ (1)-1047 21041-95-2 2570
危険有害性の分類	分類の名称 有害性	急性毒性物質・その他の有害物質 吸入すると、鼻、のど、気管支などを刺激し、頭痛、めまい、悪心等を起こす事がある。 眼に入った場合は異物感を与え、粘膜を刺激する。
応急処置	皮膚についた場合 眼に入った場合 吸入した場合 飲み込んだ場合	直ちに汚染された衣服や靴等の汚れを落とした後、付着又は接触部を石鹼水で洗浄し、多量の水を用いて洗い流す。 直ちに多量の水で15分間以上洗い流し医師の診断を受ける。 鼻をかみ、うがいをさせ医師の診断を受ける。 水でよく口の中を洗浄し、指を差し込み、吐き出させ、医師の診断を受ける。

火災時の処置**消火方法****一般消火**

周辺火災の場合は、速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能な場合には、容器及び周辺に散水して冷却する。

(強熱すると酸化カドミウムの煙霧を発生する。また、煙霧は有害なので吸入しないよう細心の注意を必要とする。)

漏出時の処置

- ・飛散した周辺にロープ等を張り、作業員以外の立入を禁止する。
 - ・飛散したものは容器に出来るだけ回収し、その後、飛散箇所を多量の水を用いて洗い流す。
 - ・水酸化カドミウムを含む排水は水質汚濁防止法の排水基準に基づいて処理すること。
 - ・回収したものの処置は法で指定された特別産業廃棄物等処理業者に依頼する。
-

取扱及び保管上の注意

- 取扱** : 吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように保護眼鏡、保護手袋、保護靴、保護衣、防塵マスクを着用する。
飛散を出来るだけ抑え、作業環境を許容限度(暴露防止措置の項を参照)以下に保つよう努め、局所排気装置を設置する。
容器を転倒、落下させて衝撃を加えたり、粗暴な取扱をしない。
使用済みの容器は一定の場所に定めて集積し、容器の付着物が飛散しないよう十分に管理する。
- 保管** : 保管場所は、毒物及び劇物取締法の定めるところに従う。
-

暴露防止措置

- 管理濃度** : 0.05 mg/m³ (Cdとして)
許容濃度 : 0.05 mg/m³ (Cdとして)
ACGIH (TLV) (1992-93)
TWA 0.01 mg/m³ (Cdとして)
- 設備対策** : 取扱場所には局所排気装置を設置する。
- 保護具** : 呼吸用保護具 防塵マスクを着用する。
保護手袋 着用する。
保護眼鏡 着用する。
保護衣 着用する。
-

物理/科学的性質

- 外観** : 黒色粉末 (水酸化カドミウムは白色粉末)
揮発性 : なし
分解温度 : 300℃で分解し酸化カドミウムとなる。
昇華点 : 酸化カドミウムとして1559℃
かさ密度 : 0.875 (g/cc)
密度 : 水酸化カドミウムとして47.9 (g/cc)
溶解度 : 水に不溶・酸、アンモニウム塩水に可溶
-

危険性情報	引火点	: なし
	可燃性	: 火炎中で着火しゆるやかに燃焼する
	発火性	: なし (自己発火、水との反応性ともになし)
	自己反応性	: なし
	爆発性	: なし
	粉塵爆発性	: 情報なし
	安定性	: 常温で安定である

有害性情報 (人についての症例、疫学的情報を含む)

皮膚腐食性	: 情報なし
刺激性 (皮膚・眼)	: 粘膜を刺激する事がある
急性毒性	: 経口 LD ₅₀ 72 mg/kg (カドミウムヒューム ヒト)
慢性毒性	: 肝臓、腎臓障害を起こすことがある
発癌性	: ラットに対し皮下注射により局所に肉腫を生ずる。ヒトに対する発癌性の証拠は不十分

廃棄上の注意 法に基づく廃棄の方法に関する基準に従う。

廃棄方法 (1) 固化隔離法

セメントで固化し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく規程により溶出試験を行い、溶出量が判定基準以下であることを確認して埋立処分を行う。

廃棄方法 (2) 焙焼法

法で指定された特別産業廃棄物処理業者に委託して、還元焙焼法により、金属カドミウムとして回収する。

付着物のある使用済みの紙袋等を焼却すると酸化カドミウムの煙霧及びガスを発生するので洗浄装置のない焼却炉等で焼却しない。

輸送上の注意

1 t 以上を車両等で運搬する場合、荷送人は運送人に運送注意書を交付する。

運搬に関しては容器の漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないよう積み込み、荷崩れ防止を確実にを行う。

その他 (容器・表示・積載方法等) は、毒物及び劇物取締法の定めるところに従う。

適用法令 労働安全衛生法（特定化学物質障害予防規則 ： 第2種類物質）
 毒物及び劇物取締法 ： 劇物指定
 水質汚濁防止法
 下水道法
 大気汚染防止法
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）

引用文献

- （1）酸化カドミウム製品安全データシート（1996年版 東京化精株式会社発行）
- （2）改訂新版 毒物劇物の手引（1998年版 厚生省医薬安全局毒物劇物研究会編 時事通信社発行）